



佐賀県公報

平成16年
2月2日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規 則

◎佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則

(五・林 政 課)

公布された規則のあらまし

◎佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則(規則第五号)

- 1 林業・木材産業改善資金助成法が改正されたことに伴い、県が林業従事者等に対して行う林業・木材産業改善資金の貸付けに係る貸付対象者、貸付限度額、貸付期間等を同法に準じて改めることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則をここに公布する。

平成十六年二月二日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則

佐賀県林業改善資金貸付規則(昭和五十二年佐賀県規則第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。)の定めるところにより、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しく

は林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付け(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けを含む。)を行い、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(林業・木材産業改善資金)

第二条 林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善措置(林業経営若しく

は木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。)を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 立木の取得に必要な資金
- 四 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で次に掲げるもの
 - イ 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うために必要な資金
 - ロ 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うために必要な資金
- ハ 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合に

において、当該貸借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金

二 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うために必要な資金

ホ 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金

ヘ 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金

ト 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

チ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金

リ イからチまでに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金

(貸付資格の認定)

第三条 林業・木材産業改善資金の貸付に係る資金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(様式第一号。以下「貸付資格認定申請書」という。)を知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定(以下「貸付資格の認定」という。)を受けなければならない。

2 知事は、貸付資格の認定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書(様式第二号。以下「資格認定書」という。)を申請者に交付するものとし、貸付資格の認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付対象者)

第四条 貸付金の貸付対象者は、次に掲げる者であつて、前条の規定に基づき

貸付資格の認定を受けたものとする。

一 林業従事者たる個人

二 木材産業に属する事業を営む者(資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人(木材製造業を営む者にあつては、三百人)以下の会社若しくは個人に限る。)

三 前二号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)

五 次に掲げる要件のすべてを満たす法人格のない団体

イ 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、現に活動を行っていること。

ロ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有していること。

(貸付金の限度)

第五条 貸付金の限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円(木材製造業、木材卸売業又は木材市場業(以下「木材産業」という。))に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円)とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣と協議したときは、当該協議して定めた額とする。

(貸付金の利率、償還期間等)

第六条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十年以内(三年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和五十四年政令第二百五号)第七条

第一項に規定する資金であつて林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものにあつては十二年以内(三年以内の据置期間を含む。)とし、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成八年政令第百五十三号)第三条第一項に規定する資金で林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同法第五条第一項の改善措置を実施するのに必要なものにあつては十五年以内(三年以内の据置期間を含む。)とする。

2 貸付金の償還は、償還期間を一年以内とした貸付金にあつては一時払の方法とし、それ以外の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。この場合において、据置期間を設けた貸付金の償還は、原則として償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法によるものとする。

(保証人又は担保)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申込者」という。)は、知事が別に定める基準により、県が相当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の場合において貸付申込者が団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者(当該利益を受ける者が特定されない場合にあつては、当該団体の理事等その他の代表権を有する者)が連帯保証人となるものとする。

(貸付けの申込み)

第八条 貸付申込者は、貸付資格認定申請書と併せて、林業・木材産業改善資金貸付申請書(様式第三号。以下「貸付申請書」という。)を知事に提出するものとする。

(貸付けの決定)

第九条 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けを決定したときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(様式第四号)を資格認定書と併せて貸付申込者に交付し、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該貸付申込者に通知するものとする。

(借用証書)

第十条 貸付申込者は、前条第二項の交付を受けた場合は、林業・木材産業改善資金借用証書(様式第五号)を知事に提出するものとする。

(事業完了報告書)

第十一条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、事業完了後三十日以内に林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第六号。以下「事業完了報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(支払の猶予等)

第十二条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)又はその者と同居及び生計を一にする親族が不慮の災害、死亡、疾病又は負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の支払の猶予を申請しようとする借受者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第七号。以下「支払猶予申請書」という。)を償還期限の三十日前までに知事に提出しなければならない。

3 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することを相当と認め、猶予の決定を行ったときは、当該申請者に対し林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書(様式第八号)を交付し、猶予しない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事務の委託)

第十三条 知事は、法第十四条の規定により、林業・木材産業改善資金助成法

施行令(昭和五十一年政令第百三十一号)第九条に定める事務を、佐賀県森林組合連合会及び佐賀県木材協会に委託するものとする。

2 前項の委託を受けた佐賀県森林組合連合会は、自己の責任において委託を受けた事務の処理をその構成員である森林組合に再委託することができるものとする。

(書類の經由)

第十四条 第三条第一項、第八条、第十一条及び第十二条第二項の規定による書類の提出は、農林事務所長を經由して行うものとする。

(補則)

第十五条 この規則に定めるもののほか林業・木材産業改善資金の貸付けに關し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

(1) 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

(個人用)

項 目	現 状	目 標
家族従事者数		
資本装備		
生産等の状況		
年間収入(万円)		
年間所得(万円)		

注 1 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 年間収入及び年間所得の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(法人用)

項 目	現 状	目 標
資本金(出資金)		
従業員数		
資本装備		
生産等の状況		
売上高(万円)		
営業利益(万円)		

注 1 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 売上高及び営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の具体的目標

項 目	現 状	目 標	(1)との関係

- 注 1 項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高等）を記載すること。
- 2 現状及び目標の欄は、原則として数値を記載すること。
- 3 (1)との関係の欄は、本目標と(1)で記載する年間収入（売上高）又は年間所得（営業利益）との関係を記載すること。

〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

（林業労働従事者用）

項 目	現 状	目 標
年間従事日数		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

- 注 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。
- （雇用主（個人を含む。）用）

項 目	現 状	目 標
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

- 注 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

項 目	現 状	目 標
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

- 注 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働従事者の確保の欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年（40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

(1) 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容は、当該措置が林業・木材産業改善資金による政策支援の対象として適切なものか否か判断できるよう、それぞれの内容に応じて定めるものとするが、参考例を示すと以下のとおりである。

(林業・木材産業改善措置の内容が機械・施設の導入の場合)

年度 _____

現在設置している機械・施設					導入機械・施設								
品目	メーカー	目的	規格・能力等	台数	購入時期	品目	メーカー	規格能力等	更新・新規の別	機械・施設設置予定年月日	台数	単価	所要金額

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が森林施業の実施に係るものである場合)

年度 _____

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢級	面積	材積	延長	所要金額
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路の開設・改良							
	計						
合計							

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、位置、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合)

年度

伐採対象立木											取得 予定 年月 日	取得 対象 立木	所要額
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町村	地番	林小班	人工林			天然林			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積		材積		
計													

- 注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のは、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。
- 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 8 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目	年度別の事業量				年度		林業・木材 産業改善措 置の対象
	年度 (月 日)	年度	年度	年度	年度	年度	

- 注 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。
- 2 (1)の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
- 3 項目の欄には、例えば、○○機械の導入、○○での間伐の実施、○○から立木の購入等と記載すること。
- 4 年度別の事業量欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を()書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
- 5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様

式を変更すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年月日現在)									
区 分	総事業費				計	資金内訳			
						改 善 資 金	その他の借入金	自 資 金	己 金
年度									
年度									
年度									
年度									
合計									

- 注 1 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 総事業費の計の各年度の合計欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。
- 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

様式第2号(第3条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

様

佐賀県知事 印

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された申請については、これを認定します。

様式第3号(第8条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名 印

償還期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
		事業の内容	事業費	申請額
年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	印

連帯保証人	住 所	氏 名	印

担保条件	
------	--

償 還 計 画															
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

申 請 者 の 概 要	
<ul style="list-style-type: none"> ○主たる事業所(場)の所在地 ○設立時期(個人にあっては事業開始の時期) ○事業の概要 ○資本金の額又は出資の総額 ○常時使用する従業員数 	

様式第4号(第9条関係)

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

年 月 日

様

佐賀県知事

貸付決定 番 号		貸 付 金 額		
		千円		
償 還 期 限		年 月 日		
据 置 期 間		年 月		
償 還 方 法	償 還 期 日		金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円	
	第 2 回	年 月 日		
	第 3 回	年 月 日		
	第 4 回	年 月 日		
	第 5 回	年 月 日		
	第 6 回	年 月 日		
	第 7 回	年 月 日		
	第 8 回	年 月 日		
	第 9 回	年 月 日		
	第 10 回	年 月 日		
	第 11 回	年 月 日		
	第 12 回	年 月 日		
	第 13 回	年 月 日		
	第 14 回	年 月 日		
	第 15 回	年 月 日		
計				
連帯保証人 外 人 担保物件				

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

様式第5号(第10条関係)

収入印紙
添付欄

貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

林業・木材産業改善資金借用証書

資金の用途						
借入金額	千円	利 率	無利子	償還期限	年 月 日	
償還期日及び償還額	第1回	年 月 日		千円	備 考	
	第2回	年 月 日		千円		
	第3回	年 月 日		千円		
	第4回	年 月 日		千円		
	第5回	年 月 日		千円		
	第6回	年 月 日		千円		
	第7回	年 月 日		千円		
	第8回	年 月 日		千円		
	第9回	年 月 日		千円		
	第10回	年 月 日		千円		
	第11回	年 月 日		千円		
	第12回	年 月 日		千円		
	第13回	年 月 日		千円		
	第14回	年 月 日		千円		
	第15回	年 月 日		千円		

本日上記の通り林業・木材産業改善資金を借用しました。ついては、佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

佐賀県知事 様

債務者 住所 〒 TEL
氏名及び名称並びに代表者名 印
連帯債務者 住所 〒 TEL
氏名及び名称並びに代表者名 印

上記資金の借受けにつき、佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則及び特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

連帯保証人	氏 名	印	住 所

- 注 1 「連帯保証人欄」は、保証人の数が多く本紙に記載できない場合は継ぎ紙を設けること。
2 「連帯保証人欄」の「印」は、それぞれの保証人が印鑑証明を行った印鑑を押印すること。

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項(様式第5号裏面)

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という)は、佐賀県知事(以下「甲」という)が次のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良し、造成し又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出しなければならない。なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となり、又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従わなければならない。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人(以下「丙」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生したとき。
 - (2) 乙又は丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲又は甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査するときは、これに協力しなければならない。

- 2 乙は、甲又は甲の依頼を受けた者が、担保物件を立ち入る等により調査するときは、これに協力しなければならない。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙及び丙は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされ

たときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払うものとする。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更するものとする。

(担保の提供)

第8条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(法定代位者の変動)

第9条 乙又は丙は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第10条 連帯債務者、丙は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第11条 乙は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第12条 乙、丙及び甲は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

備考 担保を徴求しない場合は、第8条及び第11条の規定を除いたものとする。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

佐賀県知事 様

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名

印

さきに借り受けた林業・木材産業改善資金について、次のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了年 月日	年 月 日			計画と実績 の相違点と その理由
事業計画				事業実績				
内容	数量	単価	金額	内容	数量	単価	支払金額	領収書番号
		円	円			円	円	

- 注 1 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 2 貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		貸付金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円	円
実績				

注 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。				
	年	月	日	確認した機関名(責任者)	印

注 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(研修の場合は以下を添付)

年	月	日
研修を受けた機関又は林業従事者等(海外研修にあっては、派遣機関)		
印		

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

佐賀県知事 様

住所

氏名又は名称及び代表者名

印

年 月 日付け(貸付決定番号：)で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、次のとおり支払猶予を申請します。

借受金額				千円		
当初の償還方法	支	払	期	日	金	額
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	日		千円
	第5回	年	月	日		千円
	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	日		千円
	第11回	年	月	日		千円
	第12回	年	月	日		千円
	第13回	年	月	日		千円
	第14回	年	月	日		千円
	第15回	年	月	日		千円
変更後の償還方法	支	払	期	日	金	額
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	日		千円
	第5回	年	月	日		千円
	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	日		千円
	第11回	年	月	日		千円
	第12回	年	月	日		千円
	第13回	年	月	日		千円
	第14回	年	月	日		千円
	第15回	年	月	日		千円

変更理由

- 注 1 「変更理由」欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
 2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

様

佐賀県知事 印

年 月 日付で申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり決定しました。

借受金額					千円
貸付決定日					年 月 日
貸付決定番号					
当初の償還方法	支 払 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
	第13回	年	月	日	千円
	第14回	年	月	日	千円
	第15回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	支 払 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
	第13回	年	月	日	千円
	第14回	年	月	日	千円
	第15回	年	月	日	千円

連絡事項

--

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年二月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 西印刷企画(株)
発行定日 毎週水曜日